

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 健康管理 第1節及び第2節 略 第3節 <u>職員結核・一般病健康管理審査会及び職員神経・精神障害健康管理審査会</u> （第30条 - 第33条） 第4章 略 附則 （定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 略 （2） 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第1条の2第3項に規定する本庁（教育センター、図書館、 <u>博物館及びスポーツセンター</u> を除く。）をいう。 （3） 略 （所属長の責務） 第3条 本庁各課（課に相当するものを含む。以下同じ。）の長及び所属所の長は、所属職員の安全と健康を確保するとともに、 <u>快適な職場環境の形成に努めなければならない。</u>	目次 第1章及び第2章 略 第3章 健康管理 第1節及び第2節 略 第3節 <u>職員健康管理審査会</u> （第30条 - 第33条） 第4章 略 附則 （定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 略 （2） 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第1条の2第3項に規定する本庁（教育センター、図書館 <u>及び博物館</u> を除く。）をいう。 （3） 略 （所属長の責務） 第3条 本庁各課（課に相当するものを含む。以下同じ。）の長及び所属所の長は、所属職員の安全と健康を確保する <u>ようにしなければならない。</u>

(職員の責務)

第4条 職員は、本庁各課の長又は所属所の長、法第13条に規定する産業医(以下「産業医」という。)その他職員の安全衛生管理を行う者が法その他の法令又はこの訓令の規定に基づいて講ずる安全及び健康の確保のための措置に従うとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(衛生推進者)

第7条 衛生管理者を置かない所属所に、法第12条の2第1項に規定する業務を行わせるため、衛生推進者を置く。

2～4 略

(産業医)

第9条 本庁及び所属所に、法第13条に規定する業務を行わせるため、産業医を置く。この場合において、県立学校に置く産業医は、健康管理担当医と称する。

2及び3 略

(総括委員会の組織)

第11条 総括委員会は、会長及び委員12人以内をもって組織する。

2 会長は教育長の職にある者を、委員は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(衛生委員会)

第14条 略

2 前3条の規定は、前項の衛生委員会について準用する。この場合において、第11条第1項中「12人」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「10人」と、所属所の衛生委員会にあつては「6人」と、同条第2項中「教育長の職にある者」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「教育総務課長の職にある者」と、所属所の衛生委員会にあつては「所属所の長」と読み替えるものとする。

(健康診断の種類及び対象職員)

第15条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

(職員の責務)

第4条 職員は、本庁各課の長又は所属所の長、法第13条に規定する産業医(以下「産業医」という。)その他職員の安全衛生管理を行う者が法その他の法令又はこの訓令の規定に基づいて講ずる安全及び健康の確保のための措置に従わなければならない。

(衛生推進者)

第7条 衛生管理者の置かれていない所属所に、法第12条の2第1項に規定する業務を行わせるため、衛生推進者を置く。

2～4 略

(産業医)

第9条 本庁及び所属所に、法第13条に規定する業務を行わせるため、産業医を置く。

2及び3 略

(総括委員会の組織)

第11条 総括委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 会長は、教育長の職にある者を、委員(会長を除く。)は、会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(衛生委員会)

第14条 略

2 前3条の規定は、前項の衛生委員会について準用する。この場合において、第11条第1項中「13人」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「11人」と、地方機関及び教育機関の衛生委員会にあつては「4人」と、県立学校の衛生委員会にあつては「5人」と、同条第2項中「教育長の職にある者」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「教育総務課長の職にある者」と、地方機関、県立学校及び教育機関の衛生委員会にあつては「所属所の長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(健康診断の種類及び対象職員)

第15条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 結核健康診断 前2号に掲げる健康診断を受け、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の12第1項に規定する結核回復者である職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(健康診断の結果に基づく産業医の意見)</p> <p>第16条 <u>産業医は、健康診断の結果に基づき、職員の健康を保持するための必要な措置について意見を述べるものとする。</u></p> <p>(健康診断個人票)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 総括安全衛生管理者は、職員に総括安全衛生管理者を異にする勤務の異動があったときは、当該保管に係るその者の健康診断個人票を異動先の総括安全衛生管理者に送付しなければならない。</p> <p>3 <u>本庁各課の長及び所属所の長は、退職した職員の健康診断個人票を当該職員の退職後5年間保管しなければならない。</u></p> <p>(健康管理区分の決定)</p> <p>第24条 教育長は、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会又は鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて、職員ごとに、その者に適用する前条の健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと診断された職員に適用する健康管理区分を勤務面D、医療面3に決定する場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(健康管理区分の変更)</p> <p>第25条 教育長は、職員から次条の規定による申請があったとき、又は職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会又は鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査</u></p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 結核健康診断 前2号に掲げる健康診断を受け、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び<u>結核予防法（昭和26年法律第96号）第24条第1項に規定する結核回復者である職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(健康診断担当医)</p> <p>第16条 <u>健康診断は、産業医が担当して行うものとする。ただし、産業医に事故その他健康診断を担当できない理由があるときは、別に指名する者が担当して行うことができる。</u></p> <p>(健康診断個人票)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 総括安全衛生管理者は、職員に総括安全衛生管理者を異にする勤務の異動があったとき、<u>又は職員が退職したときは、当該保管に係るその者の健康診断個人票を、勤務の異動の場合にあっては異動先の総括安全衛生管理者に、退職の場合にあっては教育長に送付しなければならない。</u></p> <p>3 教育長は、前項の規定により送付を受けた健康診断個人票を当該職員の退職後5年間保管しなければならない。</p> <p>(健康管理区分の決定)</p> <p>第24条 教育長は、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて、職員ごとに、その者に適用する前条の健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと診断された職員に適用する健康管理区分を勤務面D、医療面3に決定する場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(健康管理区分の変更)</p> <p>第25条 教育長は、職員から次条の規定による申請があったとき、又は職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて当該職員に適用する健康管理区分</p>
---	---

<p>会の意見を聴き、その意見に基づいて当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。</p>	<p>を変更することができる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(健康管理区分の変更の申請)</p>	<p>(健康管理区分の変更の申請)</p>
<p>第26条 略</p>	<p>第26条 略</p>
<p>2 前項の規定により健康管理区分の変更を申請しようとする職員は、健康管理区分変更申請書(様式第2号)に<u>教育長が別に定める</u>医師の診断書を添えて総括安全衛生管理者に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により健康管理区分の変更を申請しようとする職員は、健康管理区分変更申請書(様式第2号)に医師の診断書を添えて総括安全衛生管理者に提出しなければならない。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(傷病状況の報告)</p>	<p>(傷病状況の報告)</p>
<p>第28条 第24条の規定により医療面1又は医療面2に決定された職員は、<u>指示された期間ごとに</u>、傷病の状況を総括安全衛生管理者を経由して教育長に報告しなければならない。</p>	<p>第28条 第24条の規定により医療面1又は医療面2に決定された職員は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間ごとに</u>、傷病の状況を総括安全衛生管理者を経由して教育長に報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>医療面1に決定された職員</u> 3箇月</p> <p>(2) <u>医療面2に決定された職員</u> 6箇月</p>
<p>2 前項の規定による報告は、傷病状況報告書(様式第3号)に<u>教育長が別に定める</u>医師の診断書を添えて行うものとする。</p>	<p>2 前項の規定による報告は、傷病状況報告書(様式第3号)に医師の診断書を添えて行うものとする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>第3節 <u>職員結核・一般病健康管理審査会及び職員神経・精神障害健康管理審査会</u></p>	<p>第3節 <u>職員健康管理審査会</u></p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第30条 職員に適用する健康管理区分に関する事項について審査するため、<u>鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会及び鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査会</u>(以下「審査会」と総称する。)を置く。</p>	<p>第30条 職員に適用する健康管理区分に関する事項について審査するため、<u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u>(以下「審査会」という。)を置く。</p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p>第31条 審査会は、<u>それぞれ委員9人以内</u>をもって組織する。</p>	<p>第31条 審査会は、<u>委員17人以内</u>をもって組織する。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>様式第2号(第26条関係)</p>	<p>様式第2号(第26条関係)</p>
<p>健康管理区分変更申請書</p>	<p>健康管理区分変更申請書</p>
<p>年 月 日</p>	<p></p>
<p>職 氏 名 様</p>	<p>職 氏 名 様</p>

所 属
職氏名 ㊟

下記のとおり〔健康を害した
病状が回復した〕ので、健康管理区
分を変更してください。

記

略
療養の経過及び現況
略

備考 略

様式第 3 号 (第 28 条関係)

傷病状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

所 属
職氏名 ㊟

下記のとおり、療養の状況を報告します。

記

略

様式第 4 号 (第 29 条関係)

長期療養届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所 属
職氏名 ㊟

下記のとおり長期療養します。

記

略

所 属
職氏名 ㊟

下記のとおり〔健康を害した
病状が回復した〕ので、健康管理区
分を変更してください。

記

略
病 歴
略

備考 略

様式第 3 号 (第 28 条関係)

傷病状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

所 属
職氏名 ㊟

下記のとおり、療養の状況を報告します。

記

略

様式第 4 号 (第 29 条関係)

長期療養届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所 属
職氏名 ㊟

下記のとおり長期療養します。

記

略

附 則
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。